⑹　主任者登録及び主任者登録に係る通知に関すること
⑺　主任者登録変更に関すること
⑻　死亡等の届出の受理に関すること
⑼　主任者登録の取消し及び抹消に関すること
⑽　登録事務の委託先の管理に関すること
⑾　登録事務のシステム開発及び運用に関すること
⑿　貸金業務取扱主任者登録簿（以下「主任者登録簿」という。）等の作成及び備付けに関すること
⒀　その他登録事務に関すること

第３章　登録等の実施

（主任者登録の手引き）

第６条　資格試験センターは、登録事務を正確かつ円滑に行うため、主任者登録の手引きを作成するものとする。

（登録申請の受理）

第７条　主任者登録を受けようとする者は、次の書類を会長に提出するものとする。

⑴　貸金業務取扱主任者登録申請書（以下「登録申請書」という。）
⑵　主任者登録を受けようとする者に係る履歴書
⑶　施行規則第26条の52第３項及び第４項に定める書類

２　登録申請の方法は、郵送による方法とする。

３　資格試験センターは、次に掲げる場合は、登録申請を受理しないものとする。

⑴　登録申請書に不備がある場合
⑵　登録申請書に添付が必要な第１項第２号及び第３号の書類のいずれかに不備がある場合
⑶　登録手数料の納付が確認できない場合

（登録の拒否）

第８条　資格試験センターは、登録申請を受理した者（以下「登録申請者」という。）が、法第24条の27第１項に掲げる主任者登録の拒否要件に該当するか否かを確認するものとする。

２　資格試験センターは、法第24条の27第１項の確認において、第１項第３号から第８号に掲げる主任者登録の拒否要件に該当するか否かを確認するため、金融庁長官の意見を聴くものとする。

３　会長は、登録申請者が、第１項若しくは第２項の主任者登録の拒否要件に該当した場合は、その理由を示して主任者登録を拒否する旨を、当該登録申請者に書面にて通知するものとする。

（主任者の登録）

第９条　資格試験センターは、登録申請者が、法第24条の27の主任者登録の拒否要件に該当しない場合は、主任者登録簿に、当該登録申請者に係る法第24条の25第４項及び施行規則第26条の51に定める事項を掲載するものとする。

（登録の通知）

第10条　会長は、主任者登録を行ったときは、遅滞なく、登録申請者に主任者登録の完了を書面にて通知するものとする。

（登録の変更）

第11条　主任者登録を受けている者は、主任者登録簿の記載事項に変更があったときは、遅滞なく、登録変更申請書を会長に提出するものとする。

２　主任者登録の変更の申請は、郵送又はインターネットによる方法とする。

３　資格試験センターは、主任者登録の変更の申請の方法を、主任者登録の手引きとして協会のホームページに掲載する方法により周知するものとする。

４　資格試験センターは、登録変更申請書を受理したときは、遅滞なく主任者登録の変更を行うものとする。

５　資格試験センターは、主任者登録の変更を行ったときは、登録変更申請書を提出した者に主任者登録の変更の完了を行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「行政手続オンライン化法」という。）に定めるところにより通知するものとする。

（死亡等の届出）

第12条　主任者登録を受けている者が、法第24条の29に定めるいずれかの場合に該当することとなったとき、同条の各号に定める者は、その日（死亡の場合はその事実を知った日）から30日以内に、貸金業務取扱主任者死亡等届出書を会長に提出するものとする。

２　届出の方法は、郵送又はインターネットによる方法とする。

３　資格試験センターは、届出の方法を、主任者登録の手引きとして協会のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。

（登録の取消し）

第13条　会長は、主任者登録を受けている者が次の各号に該当するときは、主任者登録を取り消すものとする。（ただし、金融庁長官から事務の委任を受けている場合に限る。）

⑴　法第24条の27第１項各号（第７号を除く。）のいずれかに該当することとなったとき
⑵　不正の手段により主任者登録を受けたとき
⑶　資格試験の合格の決定を取り消されたとき
⑷　その職務に関し貸金業に関する法令の規定に違反したとき、又は著しく不適当な行為を行ったとき

２　資格試験センターは、主任者登録を取り消す場合について、主任者登録の手引きとして協会のホームページに掲載する方法により周知するものとする。

（登録の抹消）

第14条　会長は、主任者登録を受けている者が次の各号に該当するときは、主任者登録を抹消するものとする。

⑴　本人から主任者登録の抹消の申請があったとき
⑵　主任者登録の更新を受けず、期間の経過によって主任者登録が効力を失ったとき
⑶　法第24条の29の規定による届出があったとき
⑷　死亡した場合で、相続人がないとき
⑸　主任者登録を取り消したとき

２　資格試験センターは、主任者登録を抹消する場合及び抹消の申請の方法について、主任者登録の手引きとして協会ホームページに掲載する方法により周知するものとする。

３　資格試験センターは、主任者登録を抹消したときは、その理由を示して、その主任者登録の抹消に係る者、相続人、後見人又は保佐人に行政手続オンライン化法に定めるところにより通知するものとする。

（登録の更新）

第15条　主任者登録は、主任者登録の更新を受けようとする者からの申請により更新するものとする。

２　資格試験センターは、登録の更新の方法について、主任者登録の手引きとして協会のホームページに掲載する等の方法により周知するものとする。

３　主任者登録を受けることができる者が、主任者登録を受けるための講習を実施する者で内閣総理大臣の登録を受けた者が行う法第24条の25第２項の講習を受け、その日から６ヵ月以内に登録申請を行った場合、会長及び資格試験センターは、第７条から第10条に定める事務を行うものとする。

（金融庁長官への届出）

第16条　会長は、主任者登録、主任者登録の変更、主任者登録の取消し（ただし、金融庁長官から事務の委任を受けている場合に限る。）、主任者登録の抹消又は主任者登録の更新をしたときは、施行規則第26条の59に定める事項を記載した届出書を、遅滞なく金融庁長官へ提出するものとする。

（主任者登録簿）

第17条　資格試験センターは、主任者登録簿には、主任者登録を受けている者について、施行規則第26条の51に定める事項を掲載するものとする。

２　資格試験センターは、登録申請者及び主任者登録を受けている者に係る個人情報の開示等の求めに対しては、協会が別に定める方法により対応するものとする。

（登録完了通知の再交付）

第18条　資格試験センターは、登録完了通知を紛失した者等から、登録完了通知の再交付の申請があった場合には、申請者が主任者登録を受けている者本人であること及び再交付手数料の納付が確認できた場合は、速やかに再交付するものとする。

２　再交付の申請方法は、郵送又はインターネットによる方法とする。

３　資格試験センターは、登録完了通知の再交付の申請方法及び再交付手数料の納付方法について、主任者登録の手引きとして協会のホームページに掲載する方法により周知するものとする。

４　登録完了通知の再交付手数料は実費を勘案して合理的と認められる範囲内において、会長が決定する。

第４章　手数料の収納

（手数料の収納）

第19条　登録手数料は施行令で定められた金額とする。

２　手数料の納付方法は、銀行口座振込とし、主任者登録の手引きに掲載する方法により周知するものとする。